

大阪市告示第910号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年6月28日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速スポーツセンター 第1体育場	令和6年7月2日（火）から 同月7日（日）まで	午前9時から 翌日午前1時30分 まで ※ただし、利用申請 がない場合には、大 阪市立体育館条例 第4条第1項の規 定による供用時間 どおり閉館する。
	令和6年7月9日（火）から 同月15日（月）まで	
	令和6年7月17日（水）から 同月21日（日）まで	
	令和6年7月23日（火）から 同月28日（日）まで	
	令和6年7月30日（火）から 同月31日（水）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）